

（ 令 8 . 9 . 1
証 7 - 3 ）

説 明 資 料

〔租税特別措置の自己点検〕

令和 8 年 9 月 1 日（火）

内閣官房租税特別措置・補助金見直し担当室

令和 8 年度 与党税制改正大綱（抜粋）

令和 7 年 12 月 19 日
自由民主党
日本維新の会

第一 令和 8 年度税制改正の基本的考え方

2. 「強い経済」の実現に向けた対応

（2）租税特別措置等の見直し・適正化

① 基本的な考え方

租税特別措置等は、特定の政策目的の実現に有効な政策手段となりうる一方で、税負担の歪みを生じさせる面があり、税制の「公平・中立・簡素」という基本原則に鑑み、**真に必要なものに限定**していくことが極めて重要である。このため、現在ある租税特別措置等については、**ゼロベースで見直すことを基本とし、毎年度、期限が到来する措置を中心に、実態を検証した上で、政策効果が低いものは廃止**すべきである。さらに、**適用状況等によっては期限前であっても、必要に応じ見直しを行うことが重要**である。検証にあたっては、**政策の合理性**に加え、租税特別措置等が**政策手段として有効**であり、また、補助金等**他の手段と比較しても相当**であることを厳に確認するとともに、**適用実績が僅少でないか、長期にわたり固定化していないか**、といった観点も踏まえる必要がある。租税特別措置等の創設や拡充を行う場合には、減収額を埋める**財源の確保**はもとより、こうした観点から一層厳格な検討が求められる。

なお、**政策の実効性・必要性を立証するためには、E B P M（Evidence Based Policy Making：証拠に基づく政策立案）に基づく適切なデータを用いた分析・検証が必要**である。とりわけ、対象者に特定の行動変容を促す、いわゆるインセンティブ措置については、データによる分析・検証に基づき、**税制によって行動変容が実現し、政策効果が発現したことが厳格に立証**されなければならない。**所管省庁においては、令和 8 年度税制改正の結果も踏まえつつ、令和 9 年度税制改正に向けて、租税特別措置等の要望段階から、データに基づいた説明責任を果たすことが求められる。**

あわせて、租税特別措置等の見直しをより一層進める観点から、税務データの整備を進め、その活用を図る必要がある。

租税特別措置・補助金見直しに関する関係閣僚等及び副大臣会議

令和8年4月10日 租税特別措置・補助金見直しに関する関係閣僚等及び副大臣会議（第2回）会議録

（片山財務大臣兼租税特別措置・補助金見直し担当大臣）

<中略>

租税特別措置・補助金の見直しでは、年明けから2月末まで国民の皆様から見直しのご提案を募集しまして、総計約3万7千件ものご提案・ご意見をいただきました。ご提案をお寄せいただいた皆様に、この場を借りて厚く感謝申し上げたいと思います。

<中略>

その中では、例えば事務負担など現場の視点、仕組みの透明性確保、政策効果検証の徹底、国民の皆様が感じになっている不公平感など、改めて多くの気づきをいただいたご提案・ご意見を非常に数多く頂戴をいたしました。今後は、次の令和9年度の予算要求・税制改正要望に向けまして、この国民の皆様からのご提案・ご意見も踏まえて、租税特別措置・補助金、基金について各省で自己点検を行っていただくことからスタートしたいと思っているので、お願いをいたします。

<中略>

各府省庁におかれましては、国民の皆様への説明責任を果たすべく、国会や会計検査院、さらには、本日財務省から今年度の調査事案を公表する予算執行調査などにおける様々な指摘とともに、今回頂いたご提案・ご意見を真摯にご検討頂き、無駄の徹底的な精査を含め、政策効果の低い租税特別措置や補助金・基金の見直しに要求・要望の段階から取り組むようお願いいたします。

私の下、見直し室の担当から事務的に各府省庁と連絡させていただきますが、ご出席頂いている各府省庁の副大臣の皆様におかれましては、リードしていただくと。事務方を督励していただいて、政務レベルがリーダーシップをとって、強力的に牽引をしていただくことをお願いいたします。

各府省庁における要求・要望に向けた自己点検

令和 8 年 4 月 1 0 日
租税特別措置・補助金見直しに関する
関係閣僚等及び副大臣会議（第 2 回）資料

1. 各府省庁における自己点検

- 各府省庁において、国民からの提案も踏まえ、租税特別措置・補助金・基金の自己点検を実施
※「租税特別措置等の各省自己点検」、「行政事業レビュー」といった場を活用
- 令和 9 年度予算要求・税制改正要望に向けて点検結果を踏まえた見直しを検討

2. 国民からのご提案を踏まえた「点検の視点」

特に租税特別措置等について

- ① 期限到来時には延長ありきではなく、効果検証の上、ゼロベースで見直すことを徹底すべき
- ② 適用を受ける者（業種・企業規模）や適用額等の分布等の実態を明らかにすべき
- ③ 租税特別措置等が企業・個人の行動変容に結びついているか等、実態に基づき、政策効果を定量的に検証すべき
- ④ 検証を踏まえ、政策効果や費用対効果を分かりやすく公開し、政策の透明性等を高めるべき
- ⑤ 定量的な効果検証のため、具体的なKPIが設定されていない場合には設定すべき

特に補助金・基金について

- ① 効果検証を強化し、成果に基づく制度運用へ転換すべき
- ② 政策目的と手段を精査し、公平で目的に即した政策設計・運用を徹底すべき
- ③ 事業構造や執行面の改善により、透明性・効率性を高め、不正・中抜きを防止すべき
- ④ 補助金依存体質を改め、自治体・事業者の自立や成長につながる仕組みに改めるべき
- ⑤ 申請・報告等の事務負担を軽減し、現場が本来業務に専念できるようにすべき

※ とりわけ基金について踏まえる視点

- 一定期間ごとに成果指標（KPI）等を検証し、資金配分に反映すべき
- 重複、休眠等の状態にある基金を整理・統廃合し、不要な資金を国庫返納すべき
- 基金を「見える化」し、透明性を確保すべき
- 公費負担に応じ、事業成果を国へ還元させるべき
- 基金活用に付随する機会費用を軽減すべき
- 基金設置法人等の運営、執行を適正化すべき

実施要領

（１）実施体制

- ① 各府省庁において自己点検を実施（４月～６月）
- ② 各府省庁において自己点検結果を公表（６月下旬頃）
※ 見直し室は作業要領を提示し、プロセス全体を管理
- ③ 令和９年度税制改正に向け、各府省庁において、点検結果を踏まえた見直し等を検討し、税制改正要望に反映

（２）点検対象・内容

- ・ 「総点検」の趣旨を踏まえ、全ての税目に係る租税特別措置等を対象（地方税の税負担軽減措置含む）
※ 課税の減免や繰延べなど、税負担の軽減等を図る措置（減収を伴う措置）に限る
- ・ 適用期限等を踏まえ、段階的に点検することとし、今回は、令和８年度末までに期限が到来する措置など令和９年度税制改正で延長等の議論が想定される措置を対象（国税50措置程度、地方税70措置程度）
- ・ 点検に当たっては、データによる分析・検証に基づき、税制によって行動変容が実現し、政策効果が発現したこと等について、定量的に示すこととする

租税特別措置の自己点検措置一覧（国税）

措置名	所管府省庁
所得税関係	
空き家の発生を抑制するための特例措置	国土交通省
特定住宅地造成事業等のために土地等を譲渡した場合の譲渡所得の1,500万円の特別控除	国土交通省
法人税関係	
中小企業者等の法人税率の特例	経済産業省
中小企業者等が機械等を取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除	経済産業省
沖縄の観光地形成促進地域における課税の特例措置	内閣府
沖縄の情報通信産業振興地域・特別地区における課税の特例措置	内閣府
沖縄の産業イノベーション促進地域における課税の特例措置	内閣府
沖縄の国際物流拠点産業集積地域における課税の特例措置	内閣府
沖縄の経済金融活性化特別地区における課税の特例措置 ※所得税関係措置も含む	内閣府
沖縄の離島の旅館業に係る課税の特例措置	内閣府
中小企業者等が特定経営力向上設備等を取得した場合の特別償却 又は法人税額の特別控除	経済産業省
給与等の支給額が増加した場合の法人税額の特別控除	経済産業省
生産工程効率化等設備取得した場合等の特別償却又は法人税額の特別控除（戦略分野国内生産促進税制）	経済産業省

措置名	所管府省庁
法人税関係	
関西文化学術研究都市の文化学術研究地区における文化学術研究施設の特別償却	国土交通省
特定事業継続力強化設備等の特別償却	経済産業省
生活衛生同業組合等が設置する共同利用施設に係る特別償却制度	厚生労働省
生産方式革新事業活動用資産等の特別償却	農林水産省
特定地域における産業振興機械等の割増償却（過疎地域）	総務省
特定地域における産業振興機械等の割増償却（半島地域）	国土交通省
特定地域における産業振興機械等の割増償却（離島地域）	国土交通省
医療提供体制の確保に資する設備の特別償却制度（①医師等の勤務時間短縮用設備等の特別償却）	厚生労働省
医療提供体制の確保に資する設備の特別償却制度（②地域医療構想の実現のための病床再編等の促進に向けた特別償却制度）	厚生労働省
医療提供体制の確保に資する設備の特別償却制度（③高額な医療用機器に係る特別償却制度）	厚生労働省
中小企業事業再編投資損失準備金	経済産業省
農業経営基盤強化準備金 農用地等を取得した場合の課税の特例	農林水産省
技術研究組合の所得の計算の特例	経済産業省

（注１）各府省庁が公表している自己点検結果を集計したもの。

（注２）措置名は各府省庁が公表している自己点検結果の項目名を記載している。

（注３）所管府省庁は主管府省庁のみを記載している。

租税特別措置の自己点検措置一覧（国税）

措置名	所管府省庁
相続税関係	
非上場株式等についての贈与税・相続税の納税猶予及び免除等（法人版事業承継税制）	経済産業省
住宅取得等資金に係る贈与税の非課税措置等	国土交通省
直系尊属から結婚・子育て資金の一括贈与を受けた場合の贈与税の非課税	こども家庭庁
登録免許税関係	
住宅用家屋の所有権の保存登記等に係る特例措置	国土交通省
特定認定長期優良住宅の所有権の保存登記等の税率の軽減	国土交通省
認定低炭素住宅の所有権の保存登記等の税率の軽減	国土交通省
買取再販で扱われる住宅の取得等に係る特例措置	国土交通省
産業競争力強化法の事業再編計画に基づく登録免許税の軽減	経済産業省
認定特別事業再編計画等に基づき行う登記の税率の軽減	経済産業省
特定創業支援等事業の支援に基づき行う設立の登記の税率の軽減	経済産業省
選定実施計画に基づき行う登記の税率の軽減	経済産業省
認定開発供給実施計画に基づき行う登記の税率の軽減	農林水産省
特定国際船舶等の所有権の保存登記等の税率の軽減	国土交通省

措置名	所管府省庁
登録免許税関係	
特定目的会社が資産流動化計画に基づき特定不動産を取得した場合等の所有権の移転登記の税率の軽減（SPC、信託会社等）	金融庁
特定目的会社が資産流動化計画に基づき特定不動産を取得した場合等の所有権の移転登記の税率の軽減（投資法人）	国土交通省
特例事業者等が不動産特定共同事業契約により不動産を取得した場合の所有権の移転登記等の税率の軽減	国土交通省
認定鉄道事業再構築実施計画に基づき不動産を取得した場合の所有権等の移転登記の税率の軽減	国土交通省
相続に係る所有権の移転登記等の免税	法務省
消費税等間接税関係	
沖縄発電用特定石炭等の引取りに係る課税の特例措置	内閣府
建設工事の請負に関する契約書に係る印紙税の軽減措置	国土交通省
不動産譲渡契約書に係る印紙税の軽減措置	国土交通省

（注１）各府省庁が公表している自己点検結果を集計したもの。

（注２）措置名は各府省庁が公表している自己点検結果の項目名を記載している。

（注３）所管府省庁は主管府省庁のみを記載している。

令和8年7月7日 片山財務大臣兼内閣府特命担当大臣 閣議後記者会見（抜粋）

（記者）

租税特別措置・補助金の見直しに向けて大臣は各省庁に6月末までに**自己点検**を行って結果を公表するように求めているとありました。各省庁から点検結果が公表されていますが、公表されている結果への現状の大臣の受け止めと、また8月末の概算要求に向けた期待をお願いいたします。

（片山大臣）

6月末の自己点検の結果は順次公表されているんですけども、補助金の方については18府省庁が公表をしておりますが、総務省がまだであります。租特については今回の点検の対象となった措置を所管する省が9府省庁なんですけれども、一応全部公表されたということでございます。その1つ1つについての講評は私が今する立場ではないと思うんですが、昨日国会でも申し上げたとおり、**その内容が完全に我々査定官庁から見て是認されるものであるということでは全然ありません**。ですからその議論もきちっとするように今朝も改めて主計局・主税局には伝えたところですし、当然要求や要望段階における見直しということもやっていただかなければ困るので、これは8月末になると思うんですけども、そこで反映状況も見させていただいて、その後、それでもなおかつ要求が出てきた場合には予算編成・税制改正プロセスでの精査、それから具体化というのをお願いしたいというか、我々がやりたいということで、租特に関してはそこに税調の党のプロセスも含めるので、これは全く初めてのことでですから何をどういう順番でやっていくかは8月以降お話ししなきゃいけないかなと思っています。

（記者）

関連して各省庁の自己点検結果が出そろって、**約120件ある減税などの優遇措置のうち、これまで廃止の方向を明示したのは1件のみということになりました**が、財源の捻出の難しさが浮き彫りになった形ですが、これについて大臣のご見解と、この数字についての受け止めもお願いいたします。

（片山大臣）

国民の皆様からのご疑問や不公平感とか、あるいは非合理的なプロセスであるとかいろいろなご意見があって、確かにご意見の中には一律に廃止しろというものでもないものも非常に多いんですよ。中身をよくしてくれということも多いんですが、中身もよくした結果としては抜本的にやり変えとか、そういうことの方が普通ではないかと私は思いますが、いずれにしても1件1件きちっと見させていただくということだと思います。**現時点でその結果というのは当然、租特・補助金見直し担当大臣としては満足がいくものではありません**。